

## ■ 令和4年度 地域新電力事業調査特別委員会活動報告

### 1. はじめに

今年度における本特別委員会の活動の経過については、すでに令和4年12月定例会において報告しているため、令和5年1月以降の状況を報告する。

当局においては、創業事業計画に関する事業環境等確認調査（以下「確認調査」という。）を令和5年3月17日に終了し、同年3月22日の本特別委員会においてその結果についての報告がなされた。

しかしながら、3月定例会閉会直前の報告であり、本特別委員会として確認調査の報告内容を精査する時間がないことに加え、令和5年度の当初予算に地域新電力会社設立に関する予算は計上されておらず、会社設立は事実上先送りとなっている。そのため、本市の地域新電力会社が当初の創業事業計画どおり、経営が成り立つか、また営業開始後4カ年度以降、毎年度4,000万円、営業開始後5カ年で1億1,000万円とする延岡市への寄附が本当に可能なのかなど、会社設立の是非についての最終的な判断ができない状況にある。

以上のことから、今回の活動報告においては、本特別委員会設置からこれまでに至る活動経過や、地域新電力会社の設立に関する当局からの報告、予算計上等の経過を改めて整理した上で、本特別委員会の調査により明らかとなった主な論点及び意見をまとめ、今後さらに検討・整理が必要となるポイントを整理するものとする。

### 2. 本特別委員会設置後の活動経過及び当局からの報告並びに予算計上等の経過

#### 令和元年度

開催月日	調査内容等	当局からの報告及び 予算計上等
令和元年 12月23日	* 今年度の活動方針に関する協議	* 令和元年11月、地域新電力会社【延岡電力（仮称）】の設立について、パシフィックパワー株式会社の事業化可能性調査結果を踏まえた報告を実施  * 3月定例会において、令和2年度当初予算に「地域新電力会社創業事業計画策定事業」の予算を計上
令和2年 1月21日	* 事業化可能性調査報告等に関する当局への調査	
2月12日 2月13日	* 先進地調査（石川県加賀市、滋賀県湖南市）	
2月20日	* 事業化可能性調査報告等に関する当局への調査	
3月16日	* 今年度の活動報告の総括	

※当局においては、平成30年度6月定例会で「地域新電力実態調査事業」に関する補正予算を計上。また同年度3月定例会において、平成31年度（令和元年度）当初予算で「地域新電力会社事業化可能性調査事業」の予算を計上。

令和2年度

開催月日	調査内容等	当局からの報告及び 予算計上等
令和2年 5月28日	* 令和2年度の活動方針に関する協議	<p>* 延岡市地域新電力会社創業事業計画に関して左記のとおり、令和2年12月25日に議員説明会を実施</p> <p>* 令和3年2月5日に、市長記者会見により、創業事業計画を発表</p> <p>* 令和3年2月5日から令和3年2月24日まで市民向けのパブリックコメント実施</p> <p>* 3月定例会において、令和3年度当初予算に「地域新電力会社設立事業」の予算を計上</p> <p>※上記事業費については、歳入歳出予算を減額する修正案を可決し、その後の再議においても、先の議決のとおり決定された。</p>
6月5日	* 延岡電力（仮称）創業事業計画書の策定に関する申し入れ	
6月23日	* 当局への調査（地域新電力事業の進捗状況）	
9月25日	* 当局への調査（地域新電力事業の進捗状況）	
12月16日	* 当局への調査（地域新電力事業の進捗状況）	
12月25日	* 延岡市地域新電力会社創業事業計画に関する議員説明会	
令和3年 1月6日	* 調査方針の再検討に関する協議	
1月22日	* 当局への調査（創業事業計画に関する質疑）	
1月27日	* 当局への調査（創業事業計画に関する質疑）	
2月2日	* 創業事業計画策定委託業者（岡山電力株式会社）への文書調査依頼	
2月3日	* 当局への調査（創業事業計画に関する質疑）	
2月19日	* 委員会中間報告に関する協議	
2月26日	* 委員会中間報告に関する協議	

令和3年度

開催月日	調査内容等	当局からの報告及び 予算計上等
令和3年 4月14日	*「電力会社設立を考える市民の会」との意見交換	<p>* 6月定例会で再度、「地域新電力会社設立事業」の予算を計上                      ※上記の事業費については歳入歳出予算を減額する修正案を可決するとともに、附帯決議がなされた。</p>
5月12日	*「暮らしやすい延岡を願う会」との意見交換	
5月12日	*今年度の活動方針の協議	
5月31日	*市当局への調査依頼	
6月7日	*創業事業計画策定委託業者（岡山電力株式会社）への調査依頼	
6月23日	*調査回答に関する協議	
7月13日	*地域新電力会社（7者）への調査依頼	
7月29日	*調査回答に関する協議	
8月10日	*経済産業省資源エネルギー庁・岡山電力株式会社・大手電力会社への調査依頼	
9月15日	*調査回答に関する協議	
10月27日	*調査項目に関する協議	
11月10日	*岡山電力株式会社への調査依頼	
12月1日	*地域新電力会社（1者）への調査依頼	
12月15日	*調査回答に関する協議	
令和4年 2月17日	*委員会活動報告に関する協議	
3月11日	*市当局からの説明	
3月23日	*委員会活動報告に関する協議	

令和4年度

開催年月日	調査内容等	当局からの報告及び 予算計上等
令和4年 6月29日	* 今年度の活動方針の協議 * 当局からの地域新電力会社創業事業計画に関する事業環境等確認調査事業の進捗状況の報告及び質疑応答	<p>* 4月臨時会で「地域新電力会社創業事業計画に関する事業環境等確認調査事業」(以下(確認調査事業))の予算を計上</p> <p>* 6月定例会において、地域新電力会社創業事業計画に関する事業環境等確認調査事業の進捗状況を、地域新電力事業調査特別委員会において報告</p> <p>* 3月定例会において、地域新電力会社創業事業計画に関する事業環境等確認調査の結果報告を、地域新電力事業調査特別委員会にて実施</p>
9月14日	* 調査内容についての協議	
9月26日	* 今後の活動方針及び調査内容についての協議	
10月24日	* 当局への調査の回答結果を踏まえた協議	
11月14日 11月15日	* 先進地調査 (福岡県みやま市、鹿児島県いちき串木野市、宮崎県小林市)	
11月25日	* 先進地調査及び当局への調査結果を踏まえた協議	
12月8日	* 委員会中間報告に関する協議	
12月14日	* 委員会中間報告に関する協議	
令和5年 2月22日	* 委員会活動報告に関する協議	
3月16日	* 委員会活動報告に関する協議	
3月22日	* 当局からの地域新電力会社創業事業計画に関する事業環境等確認調査事業の調査結果報告及び質疑応答 * 委員会活動報告に関する協議	

## 3. 調査により明らかとなった主な論点及び委員からの意見（中間報告の内容の再掲を含む）

主な論点	意見
電源調達（バラシンググループ）	仮に、これから会社を設立した場合、電源調達において他市の自治体新電力と同様の取引価格や契約期間等、同じ条件で契約ができるかが不明である。
公共施設への電力供給	視察した他市の電力会社が黒字であったとはいえ、当初から公共施設に電力を供給しており、一方で、延岡市は設立当初は公共の施設を含めない計画であるため、他市の電力会社が黒字だとしても、安心できるものではない。 公共施設の高圧、低圧を契約相手に入れると、電源供給のボリュームが大きくなり、会社として、その分の売上高がしっかり確保できる。他社はそこをまず会社の経営基盤としている。
需給管理	本市の計画の中には、需給管理業務委託費用として固定費の数十万円の数字しか上がっていないため、売電量に対して、どれだけの需給管理費が上がっていくのかという点もしっかり見込めないと、利益の確保、財源の確保が難しいのではないのか。
プラン(価格)	事業環境等確認調査の経過報告において九州電力よりも2%引きといった表現等、当初の創業計画と異なる表現がなされているのは、完全に前提が崩れ、計画自体が崩れる表現とも言えるのではないのか。 電気料金について、以前は価格を上げるのが難しかったが、今後は、国の方針転換により、一般の品物のように、仕入れ価格が上がったから、値段を上げられることになる。電気料金そのものを上げることができれば、利益は確保される。 一方、本市が元々目的としていた、可処分所得の向上の観点からは、そのように供給価格を上昇して利益を確保することは、消費者である市民のメリットがなくなることにもなる。
卸電力市場の状況	資源エネルギー庁の令和5年1月25日付「電力・ガス小売全面自由化の進捗と最近の動向について」の資料では、卸電力取引所におけるスポット市場価格の推移が、2022年度平均22.12円/kWhで推移しており、当局が創業事業計画を提案した令和2年度の平均11.2円/kWhと比べると約2倍、また、地域新電力会社事業化可能性調査事業により実質的な検討を開始した令和元年度の平均7.9円/kWhと比べると、約2.8倍となっている。価格が不安定で上昇傾向にあることから、当局の今後の方針等の提案が遅れているものと推測される。
容量拠出金	バラシンググループとの契約がどうなるのかの計画がないと、はっきり審議できない。現在、数値等は読みきれないとしても、相対電源の調達を行う際に、その契約書に、契約事項として入れるべきだ。
財源確保(寄附)	委員会で調査した先進自治体の会社では現在、黒字にはなっているが、黒字額が数百万円程度であった。ある市では、翌年度の料金プランに対する財源として利益を確保しており、市に寄附するだけの金額はないとのことであった。先進自治体において、現状がそのような状況であるのに、果たして今後、本市が会社を設立した場合に、会社から市への寄附による財源確保ができるのか。

主な論点		意見
収支	先進自治体の状況	視察した他社において黒字を出してきた実績があったが、燃料高騰による大変な時期の中には1億円程度の影響が出て赤字が出たという会社もあった。単年度決算で赤字を出しても、全力年ではないことや、月単位での収支は赤字でも1年間を通すと黒字といった状況である。
	市場参加におけるリスクへの懸念	既に民間主体で電力に関する市場が形成され、市場価格の変動が激しく、不確定要素の高い市場といえるのにも関わらず、100%の公金を投入して会社を設立するのは、リスクにさらされるといえるのではないか。
	議決結果によるリスク回避	上程された関連予算約6,000万円を3度、減額修正した議決を行ったが、その理由は、容量拠出金をはじめとした経営上の不確定要素を懸念する議員が多かった結果である。当初は想定していなかったとはいえ、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する燃料高騰による自治体新電力の事業撤退、倒産等の不要なリスクを回避したといえるのではないか。
	潜在的なリスクの顕在化	自治体が資本率100%で税金を投入して、地域新電力事業を行う際には、予測不能な様々なリスクが潜在することが露呈されたのではないか。
確認調査の経過報告におけるアンケート調査	全国に741社ある電力会社に対してアンケートを取ると、50%以上の事業者が継続は可能であると答えたとの記載があるが、その母数は106社であり、回答のあったアンケートの結果が得られたうちの50%としたら、50社程度となる。そういった意味では、741社のうちの50社、全体の割合としては10%程度に満たない企業が回答してきたことをもって、事業継続可能だと言っていることになる。その表現では、市民に誤解を与える表現といえるのではないか。表現するならば、回答のあった50%程度の会社も経営継続可能と答えてはいるが、不可能と答えた事業者も、4割8分程度あることになる。さらに、その数値は全体の割合として1割にも満たない算出からデータ取っているといったことを、説明しないといけないのではないのか。市当局はどうも良いデータばかり掲載し、悪いデータの方は伏せているのではないかと考えられる。	
設立を行う際の条件の設定等	令和4年4月臨時会において事業環境等確認調査に係る補正予算を計上し、約1年間調査をしたにも関わらず、令和5年度の当初予算に予算が計上されていない。当局はどういった状況ならば設立するのか。それが無ければ、例えば10年後、経済状況が逆転するまで時間が経過するといった話にもなりかねない。当局には今後、どのような状況ならば設立するのかの方針を示すことを求めたい。	

#### 4. 今後さらに検討・整理が必要となるポイント

ポイント	内容
電源調達（バランスンググループ）	容量拠出金に関して、事業開始当初にバランスンググループからの安価な相対価格での卸供給を先行させるとするならば、その契約時において、容量拠出金の負担分をキャンセルする契約条項の記載が必要である。
調達価格・収支・寄付額	今後、仮に創業事業計画と異なる調達価格を設定して計画する場合などは、改めて調達価格・収支、また5カ年の寄付額を年度ごとに明記すること。
需給管理	今後計画が提示される場合には売電量に対して、どれだけの需給管理費が上がっていくのかという点もしっかり盛り込むこと。
料金プラン	令和4年6月に実施された事業環境等確認調査の経過報告では、創業事業計画と同額、九州電力プランから2%引き、九州電力プランと同額の3つの場合、またそれらに加えて、公共施設への供給の有無などにより、7つの料金プランが提示されている。既に創業事業計画として提案していることも踏まえ、今後、仮に創業事業計画と異なる料金プランを改めて設定する場合は、市民が誤解しないように、以前よりも丁寧な説明が求められる。
脱炭素先行地域の取り組みとの関係性	昨年末にかけて実施された脱炭素先行地域計画提案概要に対する意見募集では、「計画の条件に必須である延岡地域新電力の早期実現を望む。」との意見が出され、それに対する当局の回答は「今回のパートナー事業者の小売電力事業については、本市が地域新電力会社を設立した後は、小売業務を引き継いでいただくことにしています。」とのことであった。今後地域新電力会社設立に関連する予算を提案する際には、当局は当該取り組みを進める民間の事業者との協定等、引継ぎまでの内容が確認できる書面を事前提示する必要がある。
創業の目的	創業事業計画では、本市が行う新電力事業の目的として、“財源確保、「実質的な可処分所得」向上、環境保全への貢献などを考えると、延岡市が①家庭や中小事業者等の電気代を引き下げながら、②市の財源を確保し、さらに③その事業が我が国の電力システム改革を活かしながら将来的には環境保全に貢献するという「一石三鳥」を目的とした新電力事業を立ち上げることは、まさに時宜にかなった取り組みとも言える”との記載がある。市長公約でもあり、既に創業事業計画が提示されている取り組みであることから、今後設立を提案する際は、当初の目的に沿った、時宜にかなった取り組みであることについて、現在の経済環境に即しての数値等、明確な根拠を示すこと。

## 5. まとめ

令和元年12月に設置された本特別委員会は、約3年3ヶ月にわたり本市の地域新電力事業に関する調査、検討を行ってきたが、今回の活動報告が実質的に本任期中最後の報告となる。

今年度は、当局の確認調査に対する調査や、先進自治体への視察などを行ってきた。そのような中、国においては、最終保障供給料金の在り方を検討し、最終保障供給の契約料金の、電力卸市場の価格を反映させるなど、現在の経済環境に対応した施策を行ってきている。そのような動きを踏まえ、委員からは資源高に合わせた適正な電気料金の設定が可能となり、市場における課題等が解消されていく方向に行くのではないかとの意見や、市長公約に基づく取り組みであることから、その点を考慮すべきとの意見が出されたところである。ただし現状としては、当局から確認調査の結果報告は行われたが、会社設立の予算を含む最終的な方針等は提案されていない状況である。

このようなことから、市当局においては、今後、地域新電力会社の設立に関して更に検討を重ねて、会社設立の予算の提案を含めた最終的な判断を行うこととなると考える。その際には、これまで本特別委員会が4回にわたって行った活動報告の内容も参酌していただきながら、会社設立に関する予算を提案するのであれば、特に、今回報告した今後さらに検討・整理が必要となるポイントについては、必ず整理した上で、議会や市民に対して説明を行なっていただきたい。

地域新電力会社については、市長の任期1期目の就任当初より「市民や地元事業者の実質的な可処分所得を増やす」、「市の新たな財源を確保しそれを市民サービスや行政施策の充実に充てる」ことなどを目的に、設立に向けての検討が進められてきた。これまで、その方向性は一貫しており、令和3年2月には創業事業計画が策定された。さらに、同計画に基づく会社設立の予算が市議会に再議としての提案も含め3度提案されたが、本市議会は、いずれも当該予算を減額修正する議決を行っている。

このことは、バランシンググループからの電力調達や、容量拠出金をはじめとした経営上の不確定要素を懸念する議員が多かった結果であると考えられる。また、その判断により、議決時には予測されていなかったとはいえ、結果的に、最近の世界的なエネルギー価格高騰や、円安なども一因となる事業撤退、倒産等のリスクを回避することができたともいえる。また、あわせて、当初予見できない様々なリスクが潜在することも露呈したところである。

本市が設立を目指す地域新電力会社については、創業事業計画どおりに、市民の電気代を安くした上で、市への寄附により市の財源確保に貢献できれば、これほど有益な事業はないと考えるが、一方で、会社の経営状況次第では出資者が損害を被ることになる。この場合、民間企業であれば当該企業への出資者のみが損害を被ることになるが、本件の場合には、市が100%出資の会社であるため、最終的には納税者である市民全体に損害を与えることになる。そのため、失敗は許されない事業と考える。

また、令和4年11月に本市が脱炭素先行地域に選定されたことから、仮に今後、本

市が地域新電力会社を設立する場合には、当該取り組みのために設立される民間企業が100%出資する地域新電力会社延岡脱炭素マネジメント株式会社との関係が懸念される。報告中にも触れたように、脱炭素先行地域計画提案概要に対する意見募集で、「計画の条件に必須である延岡地域新電力の早期実現を望む。」との意見が出され、それに対して、「今回のパートナー事業者の小売電力事業については、本市が地域新電力会社を設立した後は、小売業務を引き継いでいただくことにしています。」との回答を行っている。ただし、同社は、本市の脱炭素先行地域選定を踏まえて設立される予定の会社であるとはいえ、民間が100%出資して設立する会社である。したがって、小売事業を無償で本市に譲渡するとは考え難く、仮に同社株式を市へ譲渡することになれば、創業事業計画には全く計画のなかった財政面での新たな負担が生じる可能性もあると考える。さらには、仮に業務引き継ぎまでの様々な条件交渉が不首尾となった場合には、トラブルにも発展しかねない懸念もある。そのため、本市が地域新電力会社の設立を提案する際は、同社との設立後の関係性について協定等により内容が確認できる書面を前もって提示する必要がある。

繰り返しとなるが、本市が検討している地域新電力会社については、創業事業計画どおりに会社が運営されれば有益な事業である。市議会において、会社設立の予算を減額する修正案に賛成した議員の多くは、創業計画の理念自体を否定しているのではなく、当該計画の実現性、特に、その継続性を懸念しているものとする。本件については、今期定例会に地域新電力会社設立のための予算が計上されていないことから、実質的に市議会議員選挙後の議会での議論に持ち越されることになる。そのため、今後当局が改めて本格的な検討等を行うことになった場合は、議会としても、調査を目的とした特別委員会の設置等も含めた体制について改めて検討すべきと考える。

なお、地域新電力会社設立に関しては、本会議において市長の個人的な損失負担に言及する議論もあったが、今後、市議会議員選挙後に再び議論を行う場合は、市長が覚悟やその想いを伝え、議会がそれに呼応するかどうかといった感情的な議論ではなく、本特別委員会が約3年3カ月かけて積み上げた論点等を踏まえた各種数値等を当局にはきちんと提示いただき、その上で、定量的、客観的な議論を行うべきである。以上、本報告の最後に申し添える。